

議案第8号

沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例の一部を改正する条例

沼田市屋内ゲートボール場設置及び管理条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	単位	使用料
1面	1時間	160円

備考

- 1 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）が、ゲートボールの目的以外で使用する場合の使用料は2倍の額とする。市民以外が、ゲートボールの目的で使用する場合の使用料は2倍、ゲートボールの目的以外で使用する場合の使用料は4倍の額とする。
- 2 使用時間については、市長が別に定める。
- 3 1時間をもって使用の許可をした場合で、使用時間が1時間未満のときは、1時間として算定する。
- 4 市民及び市民以外の者が共同で使用する場合において、その構成員のうち市民が過半数を占めるときは、市民の使用料の額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。